

## しまねU・Iターン応援カード事業協賛規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、しまねU・Iターン応援カード事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、本事業への協賛について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「カード」

公益財団法人ふるさと島根定住財団（以下「定住財団」という。）が「しまねU・Iターン応援カード」として発行するカードをいう。

(2) 「LINE版カード」

LINEアカウント「しまね登録」において表示される「しまねU・Iターン応援カード」の画面をいう。

(3) 「U・Iターン希望者」 次のいずれかに該当する者をいう。

ア カード及びLINE版カード（以下、「カード等」という。）の交付時に島根県外に在住しておりしまね登録をしている者

イ カード等交付時に島根県への移住後1年以内であり、しまね登録をしている者

(4) 「学生」

カード等交付時に大学・短大・専修等の学校に在籍しており、しまね登録をしている者をいう。

(5) 「協賛店」

この事業の趣旨に賛同し、U・Iターン希望者等を応援するサービスを提供する事業所として、定住財団の理事長が登録したものをいう。

(6) 「協賛ステッカー」

この事業の協賛店であることを表示するため、定住財団が協賛店に発行するステッカーのことをいう。

### (協賛店の範囲)

第3条 協賛店の登録を受けようとする事業所が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録対象としない。

(1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業所

(2) 暴力団等が関連する事業所

(3) その他、この事業の趣旨にそぐわないと理事長が認める事業所

### (協賛店の登録の手続き)

第4条 協賛店の登録を受けようとする事業所は、要綱第7条に基づく「しまねU・Iターン応援カード事業 協賛申込書」（様式第1号）により理事長に申し込む。

2 協賛申込書は、原則として1事業所ごとに1通とする。ただし、複数の事業所や店舗をまとめて申し込む場合は、各事業所や店舗の名称・所在地・電話番号等がわかる一覧表等を添付して申込みを行うことができる。

3 理事長は、審査の結果、前号の申込内容が協賛店として適当であると認める場合は、協賛店として登録し、協賛店に協賛証及び協賛ステッカーを交付する。

4 理事長は、審査の結果、第1項の申込者が協賛店として適当であると認められない場合は、登録できない旨を通知する。

5 協賛店は、協賛ステッカーを店内の見やすいところに掲示し、特典内容を、利用者が分かるように周知する。

6 定住財団は、協賛店が第1項に定める申込みを行った時点で、この規約の内容に同意したものとみなす。

(協賛店の登録の有効期間)

第5条 協賛店の登録は、中止の申し出がない限り有効とする。ただし、協賛店の閉店等に伴い特典の提供がなされないことが明らかであると理事長が認める場合は、定住財団の判断で中止とすることがある。

(協賛店の提供する特典内容)

第6条 協賛店は、業種、業態、販売戦略等に応じ、経営上の負担とならない範囲内で、U・Iターン希望者等を応援するサービスを提供するものとし、その内容は、次の各号に掲げるものとする。ただし、特典は、主にU・Iターン検討時等に使用されることを想定しており、協賛店独自のポイントカードを持つ方向けの「ポイント2倍」等の特典ではなく、その場で直接メリットを享受できるものに限る。その他、事業の趣旨にそぐわないと理事長が認めるものについては、この事業のサービスとすることはできない。

- (1) 商品の割引等金銭面での優遇
- (2) おまけの提供、ドリンク1杯無料、物品の貸し出し
- (3) 体験学習、工場見学など機会の提供
- (4) 予約・レジ待ちの優遇など時間面での優遇
- (5) 子守サービス、荷物預かり、相談など人的サービスの提供
- (6) その他のU・Iターン希望者等を優待する各種サービス

(登録内容の変更)

第7条 協賛店は、U・Iターン希望者等向けの特典内容や協賛店の登録内容を変更する場合は、原則として変更日の3週間前までに、定住財団に連絡する。

- 2 協賛店は、特典内容を変更する場合は、利用者が分かるように店内に予告の周知をする。
- 3 定住財団は、第1項に定める連絡を受けた場合は、くらしまねっと・ジョブカフェしまねサイトの登録内容を変更する。

(協賛店の広告)

第8条 協賛店は、次の各号に掲げる広告を行うことができる。

- (1) 自己の広報印刷物等におけるこの事業のカードの画像の使用
- (2) 自己のウェブサイトにおける運営サイトリンク及びこの事業のカードの画像の掲載

(カード等の確認)

第9条 協賛店は、サービスの提供に当たって、利用資格を確認する必要がある場合は、カード等の提示を求めることができる。

(協賛店の登録の取消し)

第10条 定住財団は、協賛店が次の各号に該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 協賛店が要綱及びこの規約の規定に違反した場合
  - (2) その他、協賛店の協力実施状況がこの事業の趣旨にそぐわないと理事長が認めた場合
- 2 前項の規定により登録を取り消した場合は、その後の再登録は認めないこととする。

(協賛店の登録中止)

第11条 協賛店は、サービスの提供を中止する場合は、原則として中止日の3週間前までに定住財団に連絡することとする。

- 2 協賛店は、サービスの提供を中止する場合は、U・Iターン希望者等が分かるよう、店内において事前に周知することとする。

(WEBによる情報発信)

第12条 定住財団は、この事業の実施に当たり、協賛店の情報や協賛店が実施するU・Iターン希望者等向けサービスの情報等を広く発信するため、くらしまねっと、ジョブカフェしまねサイト及びLINEアカウント(以下、「運営サイト」という。)を活用する。

- 2 くらしまねっと等で提供する情報は、協賛申込書の内容によるものとし、協賛店は、登録情報が随

時更新されるよう、情報に変更があった場合には適切に定住財団に連絡をする。

(運営サイトの停止又は中断)

第13条 定住財団は、次の各号に該当する場合には、協賛店に事前に通告することなく、運営サイトの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとする。

- (1) 運営サイトのシステムに係るサーバの保守、仕様の変更又は瑕疵の補修等を行う場合
- (2) コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合
- (3) 天災地変その他非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあり、又は法令等の改正・成立により運営サイトの運営が困難又は不可能になった場合
- (4) 前3号の他、当財団がやむを得ない事由により運営サイトの運営上一時的な停止が必要と判断した場合

2 定住財団は、前項各号に定める事由により運営サイトの提供の遅延又は中断が生じた場合であっても、これに起因してカード等を交付された者及び協賛店が被った損害について免責されるものとする。

(運営サイト掲載情報の権利帰属)

第14条 運営サイト掲載情報に関する所有権及び知的財産権は、協賛店が制作する情報を除き、協賛店に帰属しないものとする。

(個人情報の保護)

第15条 定住財団は、利用者登録情報等、この事業の事務を遂行するために必要な個人情報の収集、利用、管理、廃棄等について、公益財団法人ふるさと島根定住財団個人情報保護規程に基づき、適正に取り扱うこととする。

(保証の否認及び免責)

第16条 くらしまねっと・ジョブカフェしまねサイトにおける第12条に規定する情報は、協賛店及び協賛店が提供するU・Iターン希望者等向けサービスを紹介するためのものであって、取扱商品等の販売促進、顧客斡旋、集客効果等を定住財団が保証するものではない。

- 2 協賛店としての登録及び運営サイトにおける協賛店の情報掲載は、定住財団が協賛店に適用される法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではない。
- 3 定住財団は、協賛店とU・Iターン希望者等との間の実際の取引等には一切関与しないものとし、この事業に関連して協賛店において何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、賠償又は補償する責任を一切負わないものとする。
- 4 第1項から第3項までに規定するもののほか、この事業に関連して協賛店とU・Iターン希望者等その他第三者との間で生じたトラブルに関し、定住財団の責に帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、定住財団は一切免責されるものとする。

(紛争処理)

第17条 協賛店は、U・Iターン希望者等向けサービスの提供又はこの事業の実施に関し、U・Iターン希望者等その他第三者からクレームを受け、又はそれらの者との間で紛争が生じた場合、協賛店の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理するものとする。

(規約の変更)

第18条 この規約の内容は、必要に応じ、協賛店の事前の承諾を得ることなく、定住財団において変更することができる。

- 2 この規約の変更に関する告知は、運営サイトへの掲載の方法によって行う。
- 3 最新の規約の確認は、運営サイト上で行うものとする。また、運営サイト内に随時掲載、追加する規程類は、この規約の一部を構成するものとする。

(定住財団の業務委託)

第19条 定住財団は、第4条第1項に規定する協賛申込及び管理運営等の業務を委託し、定住財団に代わり受託者にこれらの業務を行わせることができる。この場合、理事長への書類の提出は、受託者が受付を行うこととする。

附 則

この規約は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年11月25日から施行する。